

【委員会記録】

笠井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10 時 35 分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、黒川委員から調査計画書の提出がありました。内容は、7 月 26 日に国土交通省へ南海トラフ地震対策、浸水被害対策及び耐震改修について、また、8 月 2 日から 2 日間、高知県橋原町役場へ自然エネルギーを活用した取り組み等について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。

この際、企業局関係の 9 月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①)

- 議案第 2 号 平成 24 年度徳島県電気事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 3 号 平成 24 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 4 号 平成 24 年度徳島県駐車場事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 18 号 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 32 号 平成 23 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 33 号 平成 23 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 34 号 平成 23 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 35 号 平成 23 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

【報告事項】なし

海野企業局長

9 月定例会県議会に提出を予定しております企業局関係の案件は、お手元の県土整備委員会資料の表紙裏の目次をごらんください。

平成 24 年度徳島県電気事業会計補正予算、平成 24 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算、平成 24 年度徳島県駐車場事業会計補正予算の 3 件の補正予算案と徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について及び平成 23 年度徳島県電気事業会計ほか 3 事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての計 8 件でございます。

1ページ、平成24年度徳島県電気事業会計補正予算(第2号)でございますが、(1)業務の予定量といたしまして、「ア 建設改良工事」で、和田島太陽光発電所建設事業に2億2,680万円を予定いたしております。この内容につきましては、さきの6月議会における本会議及び委員会での論議を踏まえまして、平時の電力の安定供給や地球温暖化防止に貢献するとともに災害時には非常用電源として活用し、緊急輸送の円滑化や避難所生活の質の向上など、広域防災拠点の機能強化を図るため、徳島小松島港赤石地区の港湾関連用地に出力2メガワットの太陽光発電所を2カ年にわたり建設するものでございます。

次に2ページ、(2)資本的収入及び支出についてでございますが、収入につきましては該当がございません。支出につきましては、和田島太陽光発電所の建設に要する費用として、建設改良費2億2,680万円を予定いたしております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額29億7,877万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることといたしております。

3ページ、(3)債務負担行為についてでございますが、和田島太陽光発電所建設事業工事請負契約に係る限度額を5億2,920万円といたしております。

4ページ、平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)でございますが、(1)業務の予定量といたしまして、吉野川北岸と阿南の両工業用水道の建設改良工事の合計で、6,500万円の増額となる7億7,116万円を予定いたしております。

5ページ、(2)資本的収入及び支出についてでございますが、収入につきましては該当がございません。支出につきましては、南海トラフの巨大地震を迎え撃つための工業用水道三連動地震緊急対策事業に要する費用として、建設改良費6,500万円を予定いたしております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億7,735万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんすることといたしております。

6ページ、平成24年度徳島県駐車場事業会計補正予算(第1号)で、(1)収益的収入及び支出についてでございますが、収入につきましては、徳島県企業公社の清算に伴う寄附金1,463万1,000円を増額し、あわせて財源の振りかえとして300万円を減額いたしております。これに伴いまして、補正前に比べ、収入全体で1,163万1,000円の増額となる9,535万5,000円を予定いたしております。

また、7ページの支出といたしましては、一般管理費の700万円の増額により補正前に比べ、支出全体で同額の増加となる8,555万2,000円を予定いたしております。

8ページ、徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、改正の理由及び概要でございますが、日野谷発電所に係る水利使用許可更新における流量の変化による常時使用水量の変更及びマリンピア沖洲太陽光発電所の新設に伴い、電気事業の規模を改める必要がございます。これらに伴い、日野谷発電所の常時出力を1万8,900キロワットから1万4,400キロワットに改め、電気事業として、新たにマリンピア沖洲太陽光発電所を設けることといたしております。

9ページ、平成23年度徳島県電気事業会計ほか3事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、これら4事業会計の決算を今議会に提出し、閉会後に開催される企業会計決算認定特別委員会において、御審議いただくこととなっております。決算の概要といたしましては、さきの6月定例会の付託委員会におきまして御説明申し上げたとおりの内容となっております。

以上が、9月定例県議会に提出を予定しております企業局関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

笠井委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

竹内委員

今、局長のほうから説明などがございましたが、6月議会の委員会において、マリンピア沖洲太陽光発電所の建設に当たり、県内企業への発注を強く要望したところでございますが、特に厳しい経営環境の県内の企業にとっては朗報であります。どのような配慮がなされたのか、まずお伺いしたいと思います。

尾方電力課長

県内企業への優先発注につきましては、ただいまの徳島県の経済、雇用状況を考えますと喫緊の課題であるというふうに認識しておりまして、できる限り県内企業へ発注するように努めているところでございます。マリンピア沖洲太陽光発電所の建設につきましては、このような大規模な建設工事になりますと、一般的には同種の施工実績を有するということが条件となってくるところではございますが、このマリンピア沖洲太陽光発電所の建設工事に当たりましては、県内企業優先発注の趣旨を踏まえ、施工実績は問わず、県内企業を対象とするプロポーザル競技という形で業者選定を進めております。具体的には、去る7月17日にプロポーザルの公告を行い、8社から参加申し込みがあり、そのうち6社から技術提案書が提出され、現在、鋭意審査を進めているところでございます。

竹内委員

県内企業は実績等々がなかなかないので、最初、私もこれはないのかなという思いもありましたが、今御報告いただいたように県内企業でやっていただくと。今、県内企業もいろんな勉強をして、非常に充実していますので、多分立派なものができるだろうと私自身も確証を得ました。非常に今回の企業局のやり方について、業界のほうからも今までと違った分野で、新しい歴史が開けるなあというほどの評価もいただいておりますので、プロポーザルで厳正な審査の結果、ぜひすばらしいものができるようにお祈り申し上げる次第であります。

次に、6月議会における私の赤石地区、和田島緑地に関する代表質問に対し、知事の答弁の中で、非常用電源として活用するためには電気事業法の位置づけについて国との調整が必要なんだということでありましたが、その後、調整についてはめどが立ったのかお伺いしたいと思います。

尾方電力課長

災害時、メガソーラーから非常用電源として活用し、近隣の避難場所に電気を供給するということにつきましては、電気事業法上の許可の可否が課題でありましたが、去る7月26日に知事みずから民主党及び経済産業省に政策提言を行っていただき、同法の柔軟な運用に一応のめどがついたものと考えております。具体的には、災害時における和田島太陽光発電所からの電気の供給につきまして、電気事業法上、特定供給として扱われるということになりまして、この特定供給を行うには、発電所の管理者である企業局と電気を受ける場所の管理者である小松島市との資本関係、人的関係、それから生産工程などの密接な関係が必要となってまいります。今回の政策提言では、この部分につきまして、災害発生時にメガソーラーから防災拠点や避難所へ電気を供給できるよう電気事業法の柔軟な運用を図ることを要望した結果、太陽光発電所からの電気を避難所に供給することについて、県と小松島市が協定を締結すれば、経済産業省で定める密接な関係と認められるのではないかというふうな回答をいただいております。そういうことで、今のところ全体出力の10分の1程度に当たる200キロワット程度を非常用電源として活用したいと考えているところでございます。

竹内委員

わかりました。200キロワット程度を非常用電源とし、緊急や大変なときには救われると。小松島市との協定が必要だということですが、特定供給のほうに当然できるだろうという報告でありました。ここまでこぎつけた労に心から敬意を表する次第であります。今、一般の間では原子力発電をゼロにしろという意見が一番多いというふうに聞いておりますが、原子力発電というのはとまっているときでもいろんなことが起こります。ゼロにすると簡単に言いますが、使用済み核燃料についてもどうするのかなど、簡単にはいかない事情がいろいろあるわけで、徐々に減らしていくというのは時代の流れだろうと思いますが、それが10年や20年や30年ででき上がるとは考えられないし、ドイツなどについてはフランスから買うわけで、一応そういう方向性ができていますが、日本の場合はどこからも売ってくれないし、逆に買うとなると大変な費用がかさむわけで、やっぱりメガソーラー、水力、風力などのいろんな自然エネルギーを結集し、頑張っていかなければならないのかなと。その先駆けを企業局がしていただいたということで、この時代に大変ヒットであるなというふうに思っているところでございます。一日も早い建設ができ、早く供給ができるように強く要望いたしておきたいと思えます。

もう一点、徳島新聞に書いてありましたが、津波が来るところへ何でこんなものをするのか、議会はこれを詰めているのかというような批判の記事が私の代表質問の後でありました。それは当然詰めていっている話であって、津波のおそれがあるところにしてどうなるのかと非常に不安を抱えている地元の人がたくさんいることも聞いております。最近の徳島新聞の記事を見ると、かさ上げをするというふうなことが載っていましたが、地元に対して懇切丁寧な安全・安心というものをきちっと説明をしていただかないといけないので、津波への備え、それからさきに公表された国の浸水予測、これはでたらめなところもあると思いますが、どのような対策を講ずる予定なのか、できれば詳しくお答えいただきたいと思えます。

尾方電力課長

このたび国が発表しました津波の浸水予測についてでございますが、国のほうでは 11 ケースを試算しております。共通の条件としましては、津波が堤防などを越流すると破堤するというふうな条件で、いろんなパターンで 11 ケースを想定し、試算しているようでございます。その 11 ケースのうち、和田島太陽光発電所の建設場所が浸水しないというのが8ケースございます。残り3ケースのうち、ゼロから 0.3 メートルの部分的な浸水になるのが2ケース、あと最大のケースですと、0.3 から1メートルぐらいの浸水になるというのが1ケースございます。このため、非常用電源として活用する部分については 0.5 ヘクタール程度になるのですが、地盤を 1.5 メートルかさ上げいたしまして、津波に備えたいと考えております。

竹内委員

1.5 メートルでいけるのかどうかについては、切りがありません。今のお話では、1.5 メートル上げれば 11 ケースすべてクリアできるだろうということですが、地元の住民の中で、津波のおそれがあるところになぜというのは今もくすぶっている不安だろうと思います。ぜひ、これは小松島市と相談し、きちっとその不安が一扫できるような説明等々をしっかりと行っていただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

岸本委員

それでは、企業局さんのほうからきょう出ました補正予算の資料についてお尋ねをします。4ページの工業用水道事業会計補正予算について、6,500 万円という補正予算を組まれていますが、その中身やねらい、具体的な内容や効果についてお聞きしたいと思います。

船田事業推進室長

今回、補正予算に計上しております工業用水道事業 6,500 万円の中身、ねらいなどについての御質問でございます。

企業局におきましては、これまでも工業用水道の安定的な供給を確保するため、建築物や土木施設の耐震化を進めてまいりました。しかし、いつ来るかわからない三連動地震に対処する必要があるということで、今回、できるものから緊急的な対策を実施することといたすものでございます。

そこで、管路の安全度向上を図るための耐震対策と大規模災害が発生した直後から供給可能な緊急供給対策の2つの面から取り組むことといたしまして、三連動地震緊急対策事業としまして、今回 6,500 万円を計上させていただいたところでございます。その内容でございますが、まず安全度向上を図るための耐震対策としまして、吉野川北岸工業用水道、阿南工業用水道ともに管路が2列に布設された箇所がございます。その中で、吉野川北岸工業用水道では2カ所、阿南工業用水道では1カ所、これを連結しまして、被災時の供給機能の強化を図ります。また、吉野川北岸工業用水道の今切第3配水支管というのがございます。これは今切工業団地に工業用水を給水している管でございますが、昨年度、ここで漏水事故がありました。この管路のルートを二重化、バイパス工事を行って、安全度の向上を図ってまいります。本年度はこれらの調査、設計を実施いたします。

次に緊急供給対策でございますが、取水施設が被災した場合などの対策としまして、大型ポンプ車と移動式の送水設備によりまして、河川から水をくみ上げて浄水場へ送水する実証実験とこれを受けての設計を

行います。さらに工業用水以外の水を確保するため、現在整備中の国営総合農地防災事業の農業用水管渠と工業用水管を接合しまして、農業用水を工業用水に給水することにつきまして、まずは既に一部通水しております鳴門方面の北部幹線水路において設計を行うこととしております。

これらの対策を実施することによりまして、工業用水の災害対応機能の向上を図り、被災時の受水企業への影響を最小限に抑えるように努めてまいりたいと考えております。

岸本委員

ただいまそれぞれ個別についての対応といいますが、補正予算の使い勝手について御説明をいただきました。大体が調査、設計を行うということになっていますが、それぞれの箇所についての完了見込みはわかりますか。

船田事業推進室長

それぞれの完了時期についての御質問でございます。

まず管路の連結でございますが、これにつきましては平成 26 年度完了予定としております。

次に、今切第3配水支管のルート之二重化でございますが、これは用地補償も絡みますので、平成 28 年度完了予定としております。

続きまして、緊急供給対策の実証実験は今年度実施し、検討、設計を行います。

あと、農業用水との接続でございますが、今年度実証実験を行って、それを受けて来年度以降、整備にかかりたいというふうに考えております。

岸本委員

最後の農業用水と工業用水を供給し合うというイメージですが、これは関係部局との連携はとれているのですか。

船田事業推進室長

農業用水とつなぐことについて、関係機関との連携がとれているかとの御質問でございます。

まず農業用水を工業用水に利用することにつきましては、当然、農業用水を所管しております農林水産省との協議が必要となりますし、水利権が絡んできますので、国土交通省との協議も必要となっています。既に、県内における両省の出先機関と協議を進めているところでございます。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11 時 01 分)